

各都道府県・指定都市教育委員会  
外国人児童生徒等教育主管課  
教職課程を置く各国公私立大学 御中

文部科学省総合教育政策局国際教育課

令和8年度「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣申請について

文部科学省では、外国人児童生徒等教育の充実に向け、専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、地方公共団体等が主体的・継続的に取組を進められるよう、体制整備等に関する指導・助言及び外国人児童生徒等教育担当者等の指導力向上に向けた取組の支援を実施しております。

今年度の派遣申請の受付を下記のとおり開始しますのでお知らせします。

つきましては、管内の市区町村教育委員会や各都道府県・指定都市の多文化共生主管課などの関係部署に対しても周知いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 募集期間 令和8年5月29日（金）～令和8年6月12日（金）
- (2) 募集対象 地方公共団体及び大学等
- (3) 派遣について

■派遣区分

申請にあたっては、以下のいずれかを選択してください。

【区分A】外国人児童生徒等教育推進方策に係る伴走型支援（指導・助言）	
事業内容	地方公共団体における外国人児童生徒等教育に関する体制整備等について、アドバイザーが関与し、現状分析や課題整理、支援体制の構築や改善に向けた指導・助言を行い、持続可能な体制づくりを支援する。
想定するテーマ例	・地域の実態に応じた日本語指導体制の整備に関する方策 ・地域の支援団体及び大学等との連携体制の構築 ・初期指導教室または拠点校等の開設に向けた取組 等
派遣回数	年間を通じて、1申請者につき、 <b>2回を上限</b> とする。
【区分B】外国人児童生徒等教育に関する研修等の実施	
事業内容	地方公共団体や大学等が実施する外国人児童生徒等教育に関する研修において、教職員や支援員等の指導力向上を目的として、アドバイザーを研修講師として派遣するとともに、モデルプログラム <sup>1</sup> の活用促進を図る。
想定するテーマ例	・学校の受け入れ体制 ・子どもの日本語教育の理論と方法 ・在籍学級での学習支援 ・社会参加とキャリア教育 ・保護者・地域とネットワーク 等
派遣回数	年間を通じて、1申請者につき、 <b>1回を上限</b> とする。

<sup>1</sup> 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム（平成29年度～令和元年度 文部科学省委託事業にて開発）

## ■派遣期間

令和8年7月中旬～令和9年1月中旬（予定）

## ■その他

- ・各地方公共団体・大学等へアドバイザー1名を派遣します。（アドバイザーの日程や地域、担当可能な指導助言内容等を踏まえて、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定します。）
- ・ミーティングアプリ等を用いた指導助言も可能です。
- ・訪問時間は、1回につき2時間程度を予定しています。
- ・アドバイザー派遣に必要な経費（旅費・謝金）は文部科学省が負担します。

## (4) 申請について

### ■申請時必要書類

区分（いずれか選択）	必要書類	提出形式
【区分A】 外国人児童生徒等教育推進方策に係る伴走型支援（指導・助言）	・様式1 ・様式1別添1【区分A指導・助言】	Excel
【区分B】 外国人児童生徒等教育に関する研修等の実施	・様式1 ・様式1別添2【区分B研修】 ・様式1別添3	

### ■申請先

申請 URL : <https://mext.ent.box.com/f/64f3f7c4063f4b2bac063b4e4c7d10fe>

※上記 URL に Excel ファイル形式で格納ください。その際、ファイル名の先頭に申請団体名を記載してください。【例：〇〇県\_（様式1）申請書】

※募集期間終了後、6月18日（木）までに、申請書に記載のメールアドレス宛てに受付完了の連絡をいたします。連絡がない場合は、下記＜本件担当＞にご連絡ください。

※申請様式は、文部科学省ホームページからダウンロードしてください。

## (5) 派遣先決定・実施について

- ・地方公共団体等から申請いただいた内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、予算の範囲内で派遣するアドバイザーを決定します。
- ・申請が多数に上った場合は、初めて申請する団体を優先するとともに、研修等実施状況、本派遣による波及効果、過去のアドバイザー派遣実績等を勘案し、決定します。
- ・なお、【区分B】については、定例の教員研修または文部科学省及び教職員支援機構が作成した外国人児童生徒等教育に関する研修動画<sup>2</sup>と同一またはこれに準ずる内容と認められる研修への

<sup>2</sup> ●外国人児童生徒等教育に関する研修用動画 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)

●校内研修シリーズ「外国人児童生徒等に対する日本語指導」 ※NITS 独立行政法人教職員支援機構へのリンク  
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/176.html>

●DLA ワンポイントレッスン動画（「はじめの一步」「聞く・話す」「読む」）※NITS 独立行政法人教職員支援機構へのリンク  
<https://www.nits.go.jp/service/plant/>

講師派遣は優先的な取り扱いを行わないこととします。加えて、申請者の主権により開催する行政関係者・事業関係者・市民向けの講演会等における講師や助言者としての対応のみとなる依頼については、派遣を行わないこととします。

- ・派遣が決定しましたら、文科省より連絡をいたします。連絡を受けた後、外国人児童生徒等教育アドバイザーと日程調整を行った上で、アドバイザー決定の連絡後1箇月以内に、文部科学省に派遣確定日を連絡してください。（【区分A】を選択し、2回の派遣を希望する場合、2回目の派遣日も確定させた上で連絡すること。）
- ・本派遣制度を有効に活用していただくために、派遣が決定された後は、アドバイザーと詳細な打合せを行ったうえで実施してください。なお、申請内容と変更が生じた場合は申請者から文部科学省へ報告してください。
- ・申請書に記載のない業務や申請書に記載された時間を大幅に超える業務につきましては、アドバイザー派遣に必要な経費（旅費・謝金）として文部科学省で負担できない場合があります。
- ・アドバイザー派遣後2週間以内に、派遣結果報告書（様式3）を作成し、文部科学省に提出してください。（【区分A】を選択し、派遣を2回実施した場合は、各派遣実施後2週間以内に、文部科学省へ提出するものとする。）

<「外国人児童生徒等教育アドバイザー」について（文部科学省ホームページ）>

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm)

<添付資料>

- ・外国人児童生徒等教育アドバイザーリーボード設置要綱
- ・外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣運用細則
- ・文部科学省外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣について（チラシ）

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111（内線2035）

E-mail : nihongo-shidou@mext.go.jp